

研究ノート

三河国大浜村時宗寺院称名寺と夢想連歌伝承

豆田 誠路

はじめに

時宗は一遍智真(一二三九〜八九)を宗祖、他阿弥陀仏真教(一二三七〜一三一九)を二祖とする浄土門の一流である。そもそも一遍も他阿真教も教団所属の僧尼を「時衆」と呼んでいたが、やがて教団組織が確立し、宗派意識が明確になった近世に入り、時宗という宗名が定まったと考えられている。真教は遊行だけでなく、時衆道場(寺)を建立し、そこを拠点にして布教するようになった。そのなか、中世に三河国で有力な時衆道場が大浜道場(称名寺)である。

時衆は法語、和讃、和歌、連歌、軍記物語などの文芸と親和性が高い。なかでも連歌については、時衆教団では当初から連歌が宗教の法儀として行われていたから、時衆の中から連歌に秀でた僧が輩出した。それとともに、俗世間の人たちも時衆といえは連歌の達者と思うようになった⁽¹⁾、という。

こうした時衆と連歌に関連があると指摘されるなか、戦国時代に連歌師の宗牧(〜一五四五)が晩年関東に下向した際、立ち寄った時衆寺院に大浜称名寺があった。天文十三年(一五四四)九月に京都を出発し、各地で連歌会を興行した宗牧は、知多半島から大浜称名寺、岡崎、深溝(幸田町)に寄り、西郡(蒲郡市)の鵜殿氏の許で千句連歌を興行し、遠江国井伊谷・引間を経て、十二月十七日、駿河国駿府(静岡市)に到着している⁽²⁾。

本稿では、三河・遠江のモノ・ヒトの往来をめぐる地域研究の一環として、この連歌師が三河・遠江の往来で立ち寄った三河国大浜の時衆寺院称名寺が近世の時宗寺院として展開していくなかで、連歌がどのように作用したのかを検討することを目的とする。

なお、称名寺に関わる先行調査には『称名寺歴史資料目録』や『大浜称名寺歴史・史料一』がある⁽³⁾。また称名寺と連歌に関わる先行研究には、鶴崎裕雄氏の論考などがある⁽⁴⁾。特に氏の論考では、連歌師の宗牧が関東に下向した時に出迎えた称名寺住持其阿とその経歴や、徳川家康誕生の夢想連歌伝承、江戸幕府の毎年正月十一日の嘉例の連歌である柳宮連歌への道程が示されている。

以上の先行調査研究から、称名寺に関する基礎調査や、称名寺と連歌に関する基本的な事柄は既に指摘されている。しかし、時衆（時宗）教団のなかで称名寺がどのような位置にあるのか、という点に検討の余地がある。そこで本稿では、称名寺文書を中心に時宗関係史料を加えて、称名寺の由緒を読み直していきたい。そのなかで連歌との関係に注目していきたい。

1 中世大浜称名寺と連歌

大浜湊と称名寺の由緒

三河国大浜は三河湾の湾奥、知多半島にいだかれた細長い湾入である衣ヶ浦（現衣浦湾）の東岸湾口に位置する、中世以来の湊町である。ここは古代より幡豆郡に、近世より碧海郡に属していた。承平年間（九三一〜九三八）に編纂された『和名類聚抄』には、幡豆郡の郷の一つとして「大浜」が見える⁽⁵⁾。その後、真宗大谷派西方寺（碧南市）が所蔵する「証如上人影像」の裏書に、「天正九年辛巳十一月廿八日書之 勝万寺門徒参州碧海郡志貴庄大浜郷」⁽⁶⁾とあることから、天正九年（一五八一）頃には大浜郷は碧海郡に属する認識になっていたことがうかがわれる。先に大浜は中世以来の湊町と記したが、それは称名寺文書に拠っている。

史料1 和田政平敷地等寄進状（称名寺文書イ八一五）

大浜御道場寄進事

- 一 敷地事
- 一 白紙取事
- 一 船問料大舟小船事
- 一 西浜地子事
- 一 材木船公事
- 一 惣才木事

右、任先祖代々寄進状趣、御知行不可有相違候、於子々孫々、不可背此旨、仍為後日重寄進状如件、
応永廿八年十月十一日

政平（花押）⁽⁷⁾

応永二十八年（一四二一）に和田政平が大浜道場（称名寺）に六件のことを寄進したものである。その内容は大浜道場の敷地、白紙取（寺が自由に米を徴収すること）、大舟小船に対する問丸（運送業者）の手数料徴収権、西浜への地代、材木船や材木への課税権である。大浜が湊津の機能を備え、そこから生じる利権を称名寺が与えられていたのである⁽⁸⁾。中世、時衆が存在した多くの場所は、宿、渡、湊などの交通の要衝であったとされ、町場に住む多数の職人や商人のなかには、阿号を有して時衆に属した人がいた⁽⁹⁾。その意味では、問丸を有した三河国の拠点湊の一つである大浜湊を押さえた時衆寺院が称名寺であった。

次に、称名寺の由緒をみてみる。

史料2 大浜道場建立次第（称名寺文書 イ八一八）

大浜道場号称名寺建立事

暦応二年^{己卯}当所政所正阿始建立之

当寺開山声阿弥陀佛 于時六十九才

貞和四年^{戊子}正月二日往生^(也)七十九才

第二釈阿弥陀仏と申^(也)□

第三眼阿弥陀仏 貞和四年五月二日自 藤澤下着^{三十九才}、然而和田前遠江守源親平^{法名誓阿弥陀仏}、此寺為大願主 新造之、延

文元年^{丙申}十一月十九日柱立、同四年^{己亥}十月十九日棟上、仍棟札被打之也、⁽¹⁰⁾

大浜道場（称名寺）は正阿が建立し、開山は声阿弥陀仏、二代は釈阿弥陀仏、三代は眼阿弥陀仏とある。眼阿弥陀仏は、貞和四年（一三四八）に藤沢清浄光寺より入寺した。そして、和田前遠江守源親平（法名誓阿弥陀仏）が大願主となって延文四年（一三五九）に堂宇が棟上げされたとある。称名寺文書には、道弘（和田宗基）、満平、持平、政平（史料1）、親平、持頼が発給した寄進状等が知られ、史料2から称名寺の檀那であることが分かるが、この和田氏については未詳である。幕末に編纂された『系図纂要』には南北朝時代の武将畠山国清の子孫として記されるが、南北朝時代に編纂された『尊卑分脈』には国清の子孫として記されない⁽¹¹⁾。

「時衆過去帳」にみる称名寺住持

ここまで称名寺文書でみてきたが、ここからは時宗関係史料をみてみよう。
 「時衆過去帳」は遊行上人が巡国の先々で、往生時衆の上申を受けて、僧衆には阿弥陀佛号を、尼衆には弍（佛）房号を授け、その法号と往生年月を上人自ら記入した過去帳である。過去帳に記入されることは「お過去帳入り」と呼ばれ、時衆として最大の名誉を誇った。同帳は歴代上人によつて書き継がれたもので、宗主自ら筆を執つた原本という点に史料の価値が高く認められている。この紙背には在住地や俗名等の裏書があるものもあり、時衆教団をとりまく人たちの社会的基盤ないしは遊行した経路の一端を知ることができる（12）。この史料から大浜、三河・尾張あるいは称名寺の由緒に関わる可能性のある俗名等（和田・畠山、大浜長田）に関わるとみられる部分を抄録する。なお、やや広めに採録するため、本稿と直接関わりがない時衆を含むことを予めお断りしておきたい。

史料3 時衆過去帳（一）は裏書、「」は改行

遊行十三代

他阿弥陀佛 応永廿四年四月十日

〔大浜〕	〔和田〕	〔大浜〕	〔キラ殿〕	〔三河〕	〔三河〕
其阿弥陀佛	「 弥阿弥陀佛	「 其阿弥陀佛	覚阿弥陀佛	「 重阿弥陀佛	「 覚阿弥陀佛
〔カヤツ〕	〔長田〕	〔大野〕	〔坂井殿〕	〔同〕	〔三河坂井殿豊田〕
師阿弥陀佛	「 弥阿弥陀佛	也阿弥陀佛	「 弥阿弥陀佛	覚阿弥陀佛	「 臨阿弥陀佛
〔畠山与州〕	〔ヲサタ〕	〔萱津〕	〔同〕	〔尾張小田〕	〔津島社務〕
覚阿弥陀佛	声阿弥陀佛	「 解阿弥陀佛	界阿弥陀佛	量阿弥陀佛	「 僧阿弥陀佛
〔同〕	〔津島〕	〔津島〕	〔津島〕	〔津島〕	〔和田〕
量阿弥陀佛	声阿弥陀佛	「 文阿弥陀佛	師阿弥陀佛	「 連阿弥陀佛	「 弥阿弥陀佛
〔畠山〕	〔連歌遠阿〕	〔萱津西福寺〕	〔畠山尾張〕	〔畠山阿州〕	「
師阿弥陀佛	「 連阿弥陀佛	「 漢阿弥陀佛	「 其阿弥陀佛	「 其阿弥陀佛	
〔中略〕					

他阿弥陀佛 遊行廿九世

天文廿一壬子年四月廿三日於
越前国敦賀西方寺相続之

（筆替）

僧阿弥陀佛 三河大浜（以下略）（13）（傍線筆者：以下同じ）

「時衆過去帳」から、裏書に大浜と見える、つまり称名寺住持が記入されているのが、十三代と二十九代の遊行上人の時である。このうち、応永二十四年（一四一七）に入寂した十三代遊行上人尊明は、次のような経歴を持つ。

史料4 遊行・藤沢両上人御歴代系譜

遊行十三代
藤沢七代 尊明上人

入戒十二、生国濃州山田氏、（底阿と号す、九代白木の弟子）、人皇百一代後小松院^{即位}十九年^{辛巳}正月十四日於藤澤山五十二賦算、遊行十二年、応永二十四^{丁酉}四月十日於藤澤山六十八入寂、独住六年（14）

十三代尊明は、応永八年（一四〇一）に嗣法し、十二年にわたり遊行した。その間に「時衆過去帳」に僧衆五九九名、尼衆二七五名の法号を自ら記入している。称名寺住持に関しては、応永八年正月から同二十四年八月までの十七年余の間に、二人の其阿が記入されたことになる。

続いて、天文二十一年（一五五二）に嗣法した二十九代遊行上人体光は、次のような経歴を持つ。

史料5 遊行・藤沢両上人御歴代系譜

遊行二十九代 体光上人

入戒十、生国奥州二本松、（二本松殿二十五代佛天の甥、二十代一峯の弟子）、^{（御奈良院）}同帝^{即位}廿八年^{壬子}天文二十一年^{壬子}四月二十三日於越前西方寺五十二賦算、遊行十一年、永禄五^{壬戌}天十二月四日於出羽国大宝寺村長泉寺六十二入滅（15）

二十九代体光は、天文二十一年に嗣法し、十一年にわたり遊行し、永禄五年（一五六二）に入滅したことが分かる。その間に「時衆過去帳」に僧衆二十九名、尼衆十一名の法号を自ら記入した。称名寺住持に関しては、天文二十一年から永禄五年までの十一年の間に、「僧阿弥陀佛」が記入されたことになる。

それでは、称名寺文書で称名寺住持はどのように記されているのであろうか。

史料6 東照山松樹院称名寺開山ヨリ曆代年譜

- 一当寺開基聲阿弥陀佛 貞和四戌子正月二日往生 齡七十九歳
- 一当寺二代釈阿弥陀佛 貞和四子五月二日卒
- 一当寺三代眼阿弥陀佛 康安元巳十二月廿五日卒
- 一当寺四代其阿弥陀佛 至徳二年三月廿六日卒
- 一当寺五代上人其阿弥陀佛 応永廿一年三月七日卒

(中略)

- 一当寺十四代其阿上人卜心大和尚 天文五年七月三日卒
- 一当寺十五代其阿上人一天大和尚 天文廿二年二月十七日卒

連歌ノ達人ニテ、広忠公御召ニ付岡崎ノ御城エ月毎ニ登城ス折ニ、広忠公天満宮エ御参詣ニ而御連歌有之、格別帰依僧也、天文十二年二月廿六日夜広忠公天満宮ヨリ御連歌御発句御感得ニ付、其阿上人一天大和尚エ御相談有之、御夢想開ノ御連歌天満宮於神影前御興行有之、同年十二月廿六日夜東照宮御誕生被為遊、依之若君エ御幼名奉差上候様蒙仰候ニ付、御連歌之御脇句を以 竹千代君与奉献上候処御満悦有之、御文台・御硯箱・御懐紙・御硯・御水入・銀子・巻物等迄拝領、于今所持大切宝物トス、全正月十一日御城御連歌根元、此御吉例ヨリ始ル当代也、
一当寺十六代其阿上人愍我大和尚 天正元年七月廿日卒 (16)

史料4・5と史料6を確認すると、応永二十四年以前に其阿の法号であるのは、至徳二年(一三八五)卒の称名寺四代其阿と、応永二十一年卒の五代其阿に同定できる。また天文二十一年から永禄五年までの間で「僧阿弥陀佛」とされるのは、天文二十二年(一五五三)卒の称名寺十六代其阿一天である可能性が高い。

このように、寺伝以外である「時衆過去帳」から、少なくとも三名の称名寺住持を確認することができた。

中世末期の称名寺の位置

次に、「(仮題)遊行派末寺帳」(京都七条道場旧蔵)は享保六年(一七二一)に江戸幕府が各宗の寺院数を調査したことによるものであるが、その収録内容は中世末期の旧況を記録したものと考えられている(17)。このうち、尾張・三河国の部分を抄録する。

史料7 (仮題) 遊行派末寺帳

尾張 八郡

六光明寺 菴津

三河 八郡

二称名寺 大浜 安全寺 松平(18)

「六」・「二」の肩書の数字は、末寺帳の表紙裏にある次の記載と関連がある。

一興徳院 二洞雲院

常住庵 等覚庵

三東陽院 六桂光院

香飯司

表紙裏の数字は、時宗における階級を略記したものと理解されている。時宗では終日不斷に行う勤行を一寮から六寮までの六番に編成して何人かの時衆が交代で勤めており、各寮の筆頭の者が院号・庵号で称され、相当の阿号が与えられている。すなわち称名寺の肩書にある数字「二」と通じる二寮は洞雲院弥阿である。同じ「二」の肩書を持つ寺院は京都では七条金光寺、大炊道場聞名寺、五条莊嚴寺、五条福田寺であり、中世末期において称名寺が時宗内でのような位置にあったかの一端を示している。

それでは、これら以外の史料で称名寺住持はどのように取り上げられているのであろうか。ここでは、冒頭で一部取り上げた連歌師の宗牧が記した「東国紀行」を改めて取り上げる。本史料は先行研究で既に紹介されているが、称名寺住持となった時衆の社会的地位が分かるため、詳しくみていく。

さて、宗牧一行は天文十三年(一五四四)九月二十日過ぎに京都を出発し、各地で連歌会を興行した。そして閏十一月十二日に、知多半島の成岩(半田市)から船で衣ヶ浦を渡り、三河国大浜に着く。

史料8 東国紀行

（前略）な（成岩カ）、乃渡りまでハほとなけれハ、敵地ちかく送衆歴々なり、（中略）称名寺の住持、浜までわたらせたまひをり侍る、数年乱後、ことに敵城ほとなくて、毎日足軽など不慮に打よせる比なれハ、た（聖）ミさへなき不弁さなり、一会の事あまり聊爾にやなどあれと、心さしのほとも見えけれハ、

かきくつしうつみ火つくすむかし哉

そのかミ当国にやすらふ事ありけむ、当寺時衆相阿・覚阿などいひて、連歌執心せし人々の物語しつゝ、炉辺懐旧なるへし、十三日、岡崎までといそき侍れば、住持も馬にて驚塚までわたりたまへり、道のほともおもしろし、

君をくるけふの別れハ駒なへて打出の浜の心地こそすれ

と申かけたれハ、

君にけふ逢坂山は遠けれと此別路に関守もかな

大津の莊嚴寺に住たまひしを、藤沢よりの仰にて、去年この道場に入院ありけむ、其身（政長カ）花山院殿の御息、嶋の公方様の御

猶子として、花頭殿にならせたまふへき人にてありしを、おもはさる乱出来に、時衆に成たまへり、衰なる世なり、（以下略）（19）

海辺に毎日足軽などが不慮に打ち寄せるという時代に、豊さえないような称名寺で、宗牧は同寺には相阿・覚阿といった連歌に執心する時衆がいたことを語らい、炉辺で懐旧する。住持は、もと近江国大津の莊嚴寺にいたが、藤沢（遊行二十七代真寂）よりの仰せにより、昨年住持として称名寺に入った。その住持は公卿花山院家の子で、室町幕府十代將軍足利義植の猶子として花頂門跡になるべき人物であったが、思わざる乱が起こったため時衆になった、と記すのである。花頂門跡は天台宗寺門派の門跡寺院で、歴代の門跡には上級貴族花山院家出身の子弟が多く、室町將軍家とも関係が深い門跡であった（20）。なお、この称名寺住持とは、史料6に「連歌ノ達人」と記された、称名寺十五世其阿一天のこととみられる。

このように中世の称名寺は、三河国大浜湊にあり、寺伝だけではなく「時衆過去帳」でも住持の阿号が確認され、また連歌師宗牧の紀行文「東国紀行」で上級貴族花山院家出身の時衆其阿が入寺することが知られる寺院であった。

2 近世称名寺の加増と夢想連歌伝承

それでは近世に入り、大浜称名寺は江戸幕府や時宗教団内でのどのような位置づけになったのであろうか。まずは近世の時宗末寺帳から確認していききたい。

「諸宗末寺帳」（国立公文書館内閣文庫蔵）は寛永九・十年（一六三二〜三三）に全国の諸宗寺院から本寺・末寺について所在地・寺名・寺領石高等を提出させたもので、江戸初期における寺院の本末関係を知る基本資料である。このうち「時宗藤澤遊行末寺帳」は、寛永十年に清浄光寺が幕府に提出したものである。この時、清浄光寺は時宗の総本山として認められることになった。この末寺帳には、全国では三九か国二七四寺が、三河国では「御朱印有」として大浜・称名寺（三〇石）と矢作・光明寺（一五石）の二か寺が、記載されており、称名寺は清浄光寺の末寺として把握された。次に、称名寺に対し幕府は領知朱印状を発給している。

史料9 領知朱印状写（称名寺文書 イ六一九）

当寺領参河国碧海郡大浜村内三拾式石八斗事、任先規令寄附之訖重可收納、并寺中竹木諸役等免除之、如有来永不可有相違者也、仍如件、

慶安元年八月十七日朱印

称名寺

領知朱印状とは、江戸時代において将軍が公家・武家・寺社の所領を確定させる際に発給する朱印状をいう。寛文印知以後は将軍の代替わりの際に出されるのが慣例となっており、歴代将軍の朱印が捺される。史料9は慶安元年（一六四八）三代将軍徳川家光が発給したものである。「先規」とは永禄二年（一五五九）に松平元康（のち徳川家康）が大浜七か寺に対しその寺社領を寄進したことを指す。これにより、称名寺は高三二石八斗の朱印寺として認められた。

それから、こうした時宗寺院の寺格を、幕府の公的台帳である「寺格帳」（国立国会図書館蔵）からみてみる。

「寺格帳」六は日蓮宗・一向宗・時宗・修験を収める。このうち時宗には、清浄光寺（朱印一〇〇石）遊行上人（朱印・道中伝馬）、浅草日輪寺、甲州府中一蓮寺（朱印一八〇石）、出羽国山形光明寺（朱印一七六〇石余）、京東山法国寺（朱印三井寺領之内一三四石五升）、参州大浜称名寺（朱印三二石八斗）、上州徳川満徳寺（朱印一〇〇石）が記される（21）。称名寺の項は次のようにある。

史料10 寺格帳 六

御朱印
高三拾式石八斗

参州大浜
称名寺

右住職本寺藤沢清浄光寺方申付ル

一 住職御礼無之

一年頭御礼御白書院独礼献上老耄本御国之外三疊目

一 御暇於桧之間寺社奉行申渡、時服二拝領之

このうち「右住職本寺藤沢清浄光寺方申付ル」とは、清浄光寺が住職任免権をもっていたことを示している。この文言は日輪寺・一蓮寺・光明寺・法国寺・称名寺の五か寺にある。

このように時宗教団内での称名寺の位置を確認することができたが、この「寺格帳」の作成時期は明確ではない。しかし、称名寺文書にはその写しが残されており（「公辺御取扱寺格控下」所収）（22）、それから逆に検討することが可能となる。それによれば「寺格帳」とほぼ同文が記載された後、「享和元同二戊年中迄差出覚」とあるなかで、天台宗以下各修派の名と差出年月、触頭寺院が記される。そのなかに「十五 時宗 享和元酉年十一月 浅草 日輪寺」とあることから、時宗では触頭である江戸浅草日輪寺が享和元年（一八〇一）に幕府に寺格帳の内容を差し出したものと考えられる。つまり、「寺格帳」は享和元年頃の時宗教団内の状況を反映したと考えられる。

それでは、近世に入って称名寺の由緒がどのように記されているか確認していく。

史料11は、称名寺が正保四年（一六四七）に寺社奉行に宛てた由緒書で、この時点で寺の由緒をどのように認識しているかが伺える史料である。

史料11 古記録御由緒書 所収（称名寺文書 ロ二）

三州大浜道場称名寺建立之覚

（三ヶ条略）

一 寺領惣高五町八反、外ニ山林八町今林共ニ三ヶ所御座候所 太閤公右之寺領・山林共ニ被落置、其節三州西尾之城主田中兵部少唐入之船造作之刻、本堂之ねた切落鍛冶屋ニ被致、其後大風ニ而吹破、終ニ退転仕由古来方申伝御事、又々延宝三二月焼失ス、コ、ニ印置者也、

(中略)

一 権現様 御伯母様御法体被為遊、則東一房様^ト奉申、称名寺北屋敷^ニ御住居被為遊候故 権現様折々当寺^ハ被為掛御腰候御事、

一 寺領落申候間ニも從 権現様 御伯母様^江御扶持廿人分三州岡村^ニ而被進候御事、

一 東一房様 御一代御所持被為遊御本尊・御位牌^并御墓所古来^方申伝御座候、

一 権現様関ヶ原已後 被為遊御尋称名寺及退転ニも、先寺内分可被下之由 被為仰出寺も建立仕候ハ、如前々可被為下置候之由、善阿弥^ハ被為仰渡候得共、善阿弥^も住持も無程相果候故、御訴訟申上候義不叶罷過候御事

一 廣忠様 三州岡崎^ニ 被為成御座候刻、御夢想神々のなかきうき世をまもる哉^ト 如此御夢想御覽被為遊、則其刻ハ於称名寺月次之連歌執行申候故、右之御夢想 於当寺御開被為遊、則称名寺現住 つゝき^めハひろきそのゝ千代竹と御脇仕候由、従古来申伝御事

一 廣忠様^{ヨリ}御硯箱^并御文台、右之^二辺称名寺^ハ被為下置、いまた住物^ニ仕置候御事、

一 権現様御誕生被為遊候^ハ、廣忠様右之御夢想^ニ被御引合御悦喜^ニ被思召、称名寺^ニ而御夢想御開被為遊候^ニ付、則住持^ニ御名^ヲ奉付様^ニト 被為仰出候^ニ付而、其時之住僧御名^ヲ 竹千代様^ト 右之御夢想之意^ニ通^シ奉付由申伝候御事、

正保四年

称名寺

御奉行所

前段では、豊臣秀吉政権下で朝鮮出兵準備の折に唐入船造作のため、西尾(岡崎)城主田中吉政により称名寺本堂の根太が切り落とされ鍛冶場となり、やがて寺院は退転したとある(23)。また延宝三年(一六七五)に火災で焼失したことが追記される。

後段では、称名寺は徳川家康の伯母、東一房の墓所を守護する寺院であること(24)と、いわゆる夢想連歌伝承があることを、初めて記している。この伝承は、徳川家康が懐妊の頃、父松平広忠が「神々のなかきうき世を守るかな」という句を感得したが、称名寺で催される月次の連歌でこの句を発句に連歌を巻いたというものである。また松平広忠から下された硯箱・文台が寺の什物としてあることや、また称名寺住持が家康の幼名を竹千代と命名したという伝承を伝える。

続いて、称名寺が正徳元年(一七一)に幕府の寺社奉行へ宛てた文書で、連歌に関する部分をみてみよう。

史料12（称名寺由緒書） 所収（称名寺文書 イ九）

（前略）

一天文十二年二月廿六日夜 広忠様於三州岡崎城御夢想御覽被遊候、則御夢想披御連歌之御会於称名寺御興行被遊候、右御連歌之切七句所持仕候、同時硯・文台拝領仕今以所持仕候、同年十二月廿六日 権現様御誕生被遊候右御夢想披之御吉左右被 思召合 竹千代様^与奉申御幼名其時之住持呼始候。所持之御連歌之切写相添指上申候、

右之通御由緒有之儘成御証文等所持仕候得共、只今迄代々之住持言上不仕、余寺並^ニ而罷有候段残念^ニ奉存候、依之拙僧入院継目之御礼被 仰付之上、天文年中之任例毎歳正月御連歌之御会席^江被 召出御年頭之独礼被仰付候様^ニ奉願候、此度御 朱印御改^ニ付参府仕能時節^与存奉願候、委細御吟味之上^ニ而被 仰付被下候様^ニ奉願候、已上

正徳元年^{辛卯}七月

称名寺^印

寺社 御奉行所

ここで称名寺が硯や文台と共に所持するという「御連歌之切七句」とみられる連歌懷紙は、次のとおり伝承され現存する。

史料13 連歌懷紙切（夢想之連歌）〔軸装〕（称名寺文書 八一）

「天文十二年二月廿六日夜

於称名寺披」

夢想之連歌

神々のなかきうき世を守かな

めぐりハひろき園のちよ竹

玉をしく砌の月ハ長閑にて

かすみのひまにはふく友羈

雪はまた残るうら輪の明離れ

作る田中の道あらハなり

（松平）
廣忠

其阿

（酒井）
政家

弘光

易屋

五月雨に晴ましらるゝ里つたひ 相阿(25)

史料12は、史料11に引き続き夢想連歌伝承を改めて記している。称名寺はこの伝承をもとに、江戸幕府で正月十一日に行われている柳営連歌会への出席と年頭の独礼寺格(將軍御目見が許される資格を持つ寺格)を嘆願するようになった。

そして、この嘆願のうち独礼願は元文二年(一七三七)に認められるようになった。称名寺が元文四年に神社奉行に宛てた願書「乍恐以書付奉願上候覚」のなかで「去年去年独礼願之通り被 仰付被下置候儀偏ニ難有奉存候」とある。後年の由緒書では次のような経緯が記す。

史料14 御由緒書(中) 所収 (称名寺文書 ネ二〇)

一有徳院殿御代元文二丁巳年十月十七日御側加納遠江守久通を以蒙 仰 広忠君御夢中感得之連歌御懷紙 信忠君御判物・

天満宮神影并古証文等奉備 台覧候処、御感不浅大切ニ可奉守護旨蒙 殿旨御由緒を以、同年十一月廿七日七年一度於

御白書院年頭独礼申上候様被 仰付一束一本献上仕候暇之節も時服式ツ拝領仕、今以七ヶ年目御礼申上拝領物仕候、

右元文二丁巳年十一月牧野越中守伝命有之、

且前段御由緒之訳を以、尾州・紀州・水戸・三卿之方々ニも於御小書院拜謁御勝手御出入被許候、

(中略)

一称名寺儀

有徳院殿御代寺格御取立御白書院ニ而御礼申上候暇之節、時服二頂戴仕候ニ付、宗門之内准紫衣之寺格ニ御座候旨申上置候

右天明五年巳三月井上河内守正定尋問ニ付、日輪寺方建言仕置候、

江戸城本丸御殿の白書院にて將軍と謁見する年頭の独礼寺格を許され、併せて御三家・御三卿とも拝謁できることとなった。いずれも夢想連歌伝承を含めた称名寺の由緒を幕府が認めたことによる。またこれに伴って、時宗の宗門内で称名寺が准紫衣の寺格となったのである。

このほか、寺院の維持・修復は、前代からの称名寺の寺格から寄附を受けることがあった。

史料15 妙法院門跡令旨（称名寺文書 イ八一―九）

一其寺院其阿御房以来格別之由緒、今度寺再建ニ付表門外構_江 御宝_ニ被為□置候筋築地_{式拾間} 被成御寄附之状、不可有相違之旨、仍 妙法院御門跡、仰執達如件、

菅 谷 左 京 英 周（花押）

万治三年

今小路大藏卿宗□（花押）

五月廿五日

菅谷式部卿□記（花押）

三州大浜 称名寺 御房

これは京都東山七条にある天台宗山門派の名刹妙法院門跡の坊官家が万治三年（一六六〇）に称名寺に宛てて、称名寺の再建に際し、筋築地二十間を寄附する旨をしたためたものである。寄附の理由として称名寺に「其阿以来格別の由緒」があるためとする。ここにある其阿は公卿花山院家出身で称名寺に入寺した其阿の可能性がある。

このように、妙法院門跡からの寄附があったが、延宝年間（一六七三〜八一）に火災のため諸堂がすべて灰となってしまう。しかし、称名寺二十二世禅底の宝永年間（一七〇四〜一一）に仮本堂・庫裏・天満宮を再建し、二十三世鱗全の元文年間（一七三六〜四一）に鍛屋根の本堂・鐘楼・秋葉堂などが再建され、これらに幕府からの補助があった。ところがそれでも寺客は整わず、また破損が生じてきたため、称名寺二十八世愍罔は幕府に大幅な助成を願い出て、全面的な修復を完成させようとした⁽²⁶⁾。

この天保五年（一八三四）から始まった運動で、称名寺の由緒はどのように作用したのであるだろうか。運動から八年目になる天保十三年三月九日、寺社奉行稲葉丹後守正守より次のことが達せられた。

史料16 御由緒書（下一）（称名寺文書 ネ二一）

一御由緒之訳柄認可差出事、

一東照宮御寄附之品、且其以前より御寄附之品・書付等可差出事

右之通被申渡候ニ付、翌十日早朝御由緒書并口上之覚書、外ニ御由緒之御品々目録相認差出候、（中略）

称名寺の由緒と、称名寺の什物のうち宝物を提出することが達せられた。愍罔はこれらを同月二十六日に寺社奉行稲葉丹後守の自宅へ提出した。そのうち、信忠公御書・古証文・相阿追善連歌・称名寺由緒書各一軸は御留つまり一時預かりとなり、

御神影・天神像・山越弥陀像の各一軸と文台、硯箱は御下げとなった。

こうした幕府中枢に直接実見される機会を得た後の七月二十三日、寺社奉行戸田日向守忠温から次のことが仰せ渡された。

史料17 御由緒書（下一）（称名寺文書 ネ二一）

三州大浜 称名寺

御先祖御墳墓も被為在、格別之御由緒有之候二付 思召を以別段七拾石之地所 御寄附被 仰出候、御朱印之儀者追而被 成下候

こうして、幕府より朱印地七十石の加増が成し遂げられたのである。この加増には称名寺二十八世愍罔のねばり強い運動があつたことが第一であるが、幕府儒官で「徳川実紀」の編纂に関わつた成島司直（一七七八〜一八六二）が称名寺の由緒を纏めることに強く関与した⁽²⁷⁾。

また称名寺二十八世愍罔は、この運動の過程で連歌師坂昌成とも深く関わっており、朱印地七十石加増が達せられた時から程なくして死去した坂昌成を「連歌^ニ而日本^ニ壹人之仁」と追悼した。

史料18 大願成就記 九（称名寺文書 ホ九）

一八月十一日午之刻坂昌成老人死去被致残念千万也、從來願一件^ニハ内外格別御世話被成下、六月以来之病氣之処残念至極也、乍併 御朱印七拾石被下候事大悦^ニ而死去少ハ安心^ニ候得共、是より猶御世話御相談^ニ相成候事共有之候得共、有為転変致方無之、当年六拾五歳也、連歌^ニ而日本^ニ壹人之仁也、命成哉残念至極御回顧代々之住持大切ニ朝暮可致、記録^ニ追々是迄之事印有之者也

こうした七十石の寄附は極めて異例であり、「御先祖御墳墓」すなわち徳川家先祖の墳墓を守護する寺院であることと、「格別之御由緒」すなわち夢想連歌伝承をもつ寺院であること、という称名寺の性格が幕府で評価されたのである。

おわりに

三河国大浜湊にある称名寺は、寺伝だけではなく「時衆過去帳」で住持の阿号が確認され、また連歌師宗牧の紀行文「東国

紀行」で上級貴族花山院家出身の時衆其阿が入寺することが記される寺院であった。近世に入り清浄光寺の末寺のなかで格式の高い寺院であったが、江戸時代後期に寺院の全面的な修復が必要になった際に、住持は幕府に対して八年にわたる運動を行った。その結果、天保十三年（一八四二）に幕府から新朱印地七十石の寄附を受けることができたが、その理由は、前代の其阿が関わったとされる夢想連歌伝承と徳川家先祖の墳墓を守護する寺院であるという、称名寺の性格が幕府で評価されたものであり、前代からの連歌伝承が次代に作用したとみることができる。

注

- (1) 金井清光「時衆の文芸」（時衆の美術と文芸展実行委員会編『時衆の美術と文芸』東京美術、一九九五年）。また岡見正雄氏は、時代が下って幕末にいたある時宗の遁世者が連歌師をもしていたことを例に「連歌師は時宗の僧のなりわいとして永い永い約束であった」（『時宗と連歌師』『日本古典文学大系』月報三五（『日本古典文学大系』三九附録）岩波書店、一九六〇年）とする。
- (2) 群書類従巻三四〇（国立公文書館内閣文庫蔵）
- (3) 『称名寺歴史資料目録』（愛知県教育委員会、一九八八年）、『大浜称名寺歴史・史料一』（東照山称名寺、一九八二年）。
- (4) 鶴崎裕雄「連歌師宗牧と三人の時衆たち」（横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢（下）』創元社、一九八七年）、鶴崎裕雄「三河の国人連歌から天下の柳営連歌へ」（『地方史研究』三八一、二〇一六年）、余語敏男『宗碩と地方連歌―資料と研究―』（笠間書院、一九九三年）第二編第五章「三河の連歌」。
- (5) 『新編 西尾市史 資料編2』（西尾市、二〇二〇年）古代一二六―一二八。
- (6) 碧南市指定文化財。拙編『歴史系企画展 へきなんの文化財』（碧南市教育委員会文化財課、二〇一八年）四五頁参照。
- (7) 碧南市指定文化財。(6) 文献五二頁参照。
- (8) 『新編安城市史1』（安城市、二〇〇七年）四六一―四六三頁、水野智之氏執筆部分。綿貫友子氏は「大浜は境川河口から約一〇キロ南東に位置し、伊勢海と内陸水運の結節点であった。史料にみえる材木には、奥三河や美濃の山中で伐り出され、境川や矢作古川を下して伊勢海伝いに大浜へもたらされたものが含まれていたと考えられる。」（『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会、一九九八年）とする。
- (9) 時衆の美術と文芸展実行委員会編『時衆の美術と文芸』（東京美術、一九九五年）一七〇頁。
- (10) 碧南市指定文化財。(6) 文献五二頁参照。
- (11) 安政四年（一八五七）頃に脱稿したとみられる「系図纂要」七〇（国立公文書館内閣文庫蔵）の「源朝臣姓 畠山」に

次のように記されており、称名寺文書にある和田氏一族と名が全て一致する。

畠山国清—宗基（和田遠江守 法名道弘）—満平（伊勢守）—持平（右衛門尉）—持頼（左近将監）—親平（遠江守）
政平（左衛門佐）

なお、称名寺二十八世愍問が天保十三年（一八四二）に幕府から新朱印地七十石の寄附を受ける経緯を記した「大願成就記」八によると、愍問は和田氏について「往古方分り兼」ねていたが、畠山一族であるという情報提供を受け「系図纂要」と同様の系図を書き写している（『大浜称名寺歴史・史料一』（東照山称名寺、一九八二年）一八二頁参照）。

- (12) 大橋俊雄「時衆過去帳について」（大橋俊雄編著『時衆史料第一 時衆過去帳』時宗総本山清浄光寺内 教学研究所、一九六四年）。

- (13) 国指定重要文化財。(12) 文献参照。

- (14) 高野修編「遊行・藤沢両上人御歴代系譜」（『庶民信仰の源流—時宗と遊行聖』名著出版、一九八二年）。

- (15) (14) 文献に同じ。

- (16) 「当山歴代等記 全巻」（称名寺文書 ホ二九）所収。

- (17) 『藤沢山日鑑 別巻 近侍者記録2』（藤沢市文書館、二〇一二年）。

- (18) 大橋俊雄編著『時衆史料第二 時宗末寺帳』（時宗総本山清浄光寺内 教学研究所、一九六五年）。

- (19) 『愛知県史 資料編10 中世3』（二〇〇九年）史料番号一五三五。

- (20) 末柄豊「花頂門跡再考」（『室町時代研究』三、二〇一一年）。

- (21) 大橋俊雄は、山形光明寺・法国寺・一蓮寺・称名寺について「宗内での格式高い有力な寺院」と述べている（『一遍と時衆集団』（教育社、一九七八年）二三四頁）。また圭室文雄も「寺格帳」に記載の時宗寺院を「いづれも格式の高い寺院ばかり」と記す（『三 江戸時代の遊行上人』（橋俊道他編『一遍上人と時宗』吉川弘文館、一九八四年））。

- (22) 称名寺文書 チ二二九。

- (23) 堀江登志実「コラム 朝鮮出兵の大船建造と大浜」（『秀吉を支えた武将 田中吉政』サンライズ出版、二〇〇五年）。

- (24) 史料11では東一房を家康の伯母とするが、史料12の引用以外の部分では、家康の曾祖父松平信忠の息女（大伯母）としており、寺伝に乱れがみられる。また「御当家上州御草創御菩提所御次第」で、称名寺は徳川家の祖である親季と有

親の御菩提所であると記している（『古記録御由緒書』所収）。

- (25) 碧南市指定文化財。(6) 文献五六頁参照。

- (26) 『大浜称名寺歴史・史料一』（東照山称名寺、一九八二年）。

(27) 「御由緒筆者目録」 一卷（称名寺文書ネ二三）。「御由緒書（上）」 卷頭部分の著者を成島司直と記す。

（まめた せいじ／碧南市教育委員会文化財課）